

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(小包郵便物の利用条件)</p> <p>第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p> <p>(2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを(1)のラベルにより指示すること。</p> <p>ア 小包郵便物を直ちに最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。</p> <p>イ 小包郵便物を一定の期間満了後最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。</p> <p>ウ 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により受取人へ転送すること。</p> <p>エ 小包郵便物を放棄したものとして取り扱うこと。</p> <p>(3) (2)の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。</p> <p>(4) 名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名宛国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(小包郵便物の利用条件)</p> <p>第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。</p> <p>(2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを(1)のラベルにより指示すること。</p> <p>ア 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。</p> <p>イ 小包郵便物を放棄したものとして取り扱うこと。</p> <p>(2)の2 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、転送を希望するときは、小包郵便物の名宛面に「Redirection requested in case of non-delivery」又は「Réexpédition demandée cas de non-livraison」(「配達不能時の転送希望」の意味)の表示又はこれらに相当する名宛国で通用する言語による表示、受取人の転送先の住所の記載及び転送方法(「by air」(「航空路」の意味)又は「by surface/SAL」(「最も経済的な線路」の意味))の表示を行うものとします。</p> <p>(3) 差出人が、(2)の指示においてアの指示事項を選択したとき又は(2)の2の取扱方法を希望した場合は、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦又は転送先の国宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。</p> <p>(4) 名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの若しくは(2)の2の取扱方法の希望のないもの又はその指示及び取扱方法が矛盾しているものについては、名宛国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>附 則 (2019年5月17日 2019日国際第0046号)</u></p> <p><u>この改正規定は2020年2月1日から実施します。</u></p>